

発行所 大阪市教職員組合 TEL (6942) 3561代 FAX (6943) 8039 発行人：松岡 誠

松岡委員長：要求書の趣旨を十分踏まえた誠意ある回答を行うよう求める！  
上原教務部長：勤務労働条件にかかわっては誠意をもって協議してまいりたい

市教組は10月7日、教育委員会に対して「2024年度教職員の勤務労働条件ならびに施設設備の改善に関する要求書」の申し入れ交渉を行いました。はじめに、市教組の要求書を松岡委員長が上原教務部長に手交し、続いて、各専門部より要求書を手交しました。要求書の手交後、本部ならびに各専門部が要求書を読み上げ、上原教務部長からは「勤務労働条件にかかわっては誠意をもって協議してまいりたい」との答弁がありました。

今後、市教組と各専門部は、要求の実現に向けて教育委員会との交渉・協議を続けます。

なお、市教組の要求書については裏面に記載。各専門部の要求書については、専門部ニュース等でご確認ください。交渉内容については以下のとおり。



※ 組…市教組 市…教育委員会

組：要求書の手交に先立ち、一言述べさせていただく。

松岡 執行委員長

本日、手交する要求書は、学校園現場に勤務する教職員の総意であり、いずれも切実な要求事項である。

いま、学校園現場では、教職員が、自らの権利をも顧みず、日々、子どもたちのために、時間を惜しまず働いているのが現状である。教育委員会は、そのような学校園現場で働く教職員を支えるとともに、それぞれの学校園での保育・教育の実態を把握し、改善に向けた施策を行うことが責務であると考える。

近年、教職員の多忙化や長時間労働が大きな社会問題となっており、中央教育審議会は8月27日に、「『令和の日本型学校教育』を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について」の答申を発表し、教員の働き方改革の更なる加速化と待遇改善を求めている。大阪市教育委員会においても、2019年12月、「学校園における働き方改革推進プラン」を策定、2023年5月には、第2期「学校園における働き方改革推進プラン」を策定するなど、長時間労働の解消に向けた取り組みは行われているものの、依然として長時間労働の解消にはほど遠く、教職員の疲労はもはや限界にきている。

教育委員会は、業務量の削減と多忙化解消に向けた具体的な施策を早急に示すべきである。教職員が、健康でかつ安心して働き続けられる職場環境、勤務労働条件にすることは、教育委員会の責務であり、そのことが大阪市の子どもたちの保育・教育の保障と充実につながることを申し上げて、冒頭のあいさつとする。



辻岡 養護教職員部事務長



吉川 事務職員部長



藤澤 栄養教職員部長



幼稚園部代理  
松岡委員長

< 要求書の手交 >

組：冒頭でも申し上げたが、ただいま手交した「教職員の勤務労働条件ならびに施設設備の改善に関する要求書」、そして、各専門部の要求書は、いずれも現場の教職員にとって切実な要求であり、教育委員会は、この趣旨を十分踏まえた誠意ある回答を行うよう要請しておく。

また、教育委員会として、誠意を持って交渉・協議を行うことを求めておく。  
それでは、それぞれの要求書について、読み上げるとともに、趣旨を説明する。

< 要求書の読み上げと趣旨説明 >

市：まず、はじめに、学校園で働いておられる教職員の皆様におかれましては、子どもたちが心身ともに健やかに成長し、その学びが向上していくことに対しまして、日々ご尽力いただいておりますことに感謝申し上げます。これからも全ての子どもたちが安全で安心して通える学校を、現場の教職員の皆様と共に築いていきたいと思います。

さきほど、大阪市教職員組合の皆様方から、勤務労働条件の改善ならびに施設設備の改善に関するご要求等をお受けいたしました。

松岡委員長からご指摘いただきました、教員の長時間勤務の解消につきましては、教育委員会といたしましても、喫緊の課題であると認識しており、昨年度は、第2期「学校園における働き方改革推進プラン」を策定いたしました。第2期プランでは、教員の業務負担軽減につながる様々な取り組みを掲げ、教員の長時間勤務の解消を現在進めているところです。働き方改革を通じて、子どもたちに寄り添うための時間を確保するとともに、ワークライフバランスを実現することで教員の働き方満足度日本一をめざしてまいります。

本日、お受けいたしました、市教組ならびに各専門部のご要求につきましては、その趣旨を踏まえ、今後、各関係所管等とも十分検討を重ね、勤務労働条件にかかわっては誠意をもって協議いたしてまいりたいと存じますので、本日のところはよろしくお願ひいたします。

組：それでは、次回以降の折衝を踏まえ、回答交渉において誠意ある回答がなされるよう求め、本日の交渉は一時中断する。

【裏面に市教組要求書】

大阪市教育委員会  
教育長 多田勝哉 様  
大阪市こども青少年局  
局 長 佐藤充子 様

2024年10月 7日

大阪市教職員組合  
執行委員長 松岡 誠

## 2024年度 教職員の勤務労働条件ならびに施設設備の改善に関する要求書

大阪市教職員組合は、教職員の勤務労働条件ならびに施設設備の改善について、以下のとおり要求する。

大阪市教育委員会（以下、教育委員会）ならびに大阪市こども青少年局（以下、こども青少年局）におかれましては、これらの要求を真摯に受け止め、要求実現のために努力されたい。

### <勤務労働条件について>

1. 教育委員会ならびにこども青少年局は、市教組に対して労使対等の原則を厳守し、教職員の勤務労働条件に係る事項については、一方的な実施を行わず誠意ある対応を行うこと。

2. 学校園職場における教職員の休憩時間の取得状況を明らかにするとともに、改善に向けた具体的方策を述べられたい。

併せて、時間外勤務をはじめとする教職員の長時間勤務の実態を明らかにするとともに、改善に向けた具体的方策を述べられたい。

3. 学校園職場の労働安全衛生委員会の設置や「長時間勤務職員に対する面接指導」の実施状況を明らかにすること、また、労働安全衛生体制の更なる充実を図ること。

4. 教職員の長時間勤務の解消に向けて、教育委員会に設置されている「学校業務改善ワーキンググループ」での協議内容を明らかにされたい。

5. 教職員の病気休職者や早期退職者が他府県に比べて多い現状について、教育委員会の認識と具体的方策を述べられたい。また、学校園職場におけるメンタルヘルス対策事業の充実を図ること。

6. 教職員の定期健康診断の更なる充実を図るとともに検診結果に基づく精密検査を実施すること。  
また、「要精密検査」「要受診」等で受診を行う教職員については、職務免除扱いとすること。

7. 福利厚生事業については、教職員の健康維持と勤務意欲向上につながるよう、更なる充実を図ること。

8. セクシュアルハラスメントやパワーハラスメントなど、各ハラスメント防止のための指針やガイドラインを、すべての職場に周知徹底すること。また、防止のための具体的方策について述べられたい。

9. 学校の働き方改革推進のために、文科省が示している「学校・教師が担う業務に係る3分類」に対する教育委員会の考え方を明確にし、役割分担や適正化を推進すること。

10. 学校のICT化が真に学校の働き方改革に寄与するものとなるよう、改善を行うこと。  
また、授業用パソコンを復活させること。

11. 「部活動の地域移行事業」により、中学校教員の部活動の負担が実際に削減されているか、検証すること。地域移行が完了するまで当面、教員特殊業務手当を増額すること。

12. 年間標準時数を大幅に超えないようにするため、週当たりの授業時数に余裕を持たせるよう、各学校に指導すること。また、カリキュラムの編成権は学校にあることから、↗

「総合的読解力育成カリキュラム」など年間を通して授業時数を圧迫する取り組みを導入しないこと。

13. 障がいのある子どもの教育保障に向けて、特別支援教育サポーターの更なる拡充と待遇改善を行うこと。

14. 年休の取得を促進するため、現在の4月付与を10月に移行されたい。

15. 政令市への移管により、教職員の給料や退職金が大きく引き下げられた。教職員の働く意欲を向上させるためにも現行の給料を大幅に引き上げること。特にこの2年間は物価上昇により、実質賃金がマイナスとなっていることから、若年層だけでなく、中高年齢層の給料も同様に引き上げること。

また、政令市移管により後退した妊娠障害休暇期間や時休の分割取得については早急に改善を行うこと。

16. 教職員の人事評価については絶対評価とし、評価結果については給与等に反映させないこと。また、評価制度の向上に向けて管理職を含む教職員へのアンケートを実施すること。さらに、評価者に対する研修の充実を図ること。

17. 雇用と年金の確実な接続を図るため、暫定再任用制度の待遇改善を図ること。とりわけ、定年延長による給与7割とフルタイムの暫定再任用教員の給与格差を是正すること。

18. 「大阪市特定事業主行動計画」の趣旨を踏まえ、事業主として職場環境のさらなる改善等、教職員が安心して育児や仕事に取り組めるよう施策を充実させること。  
また、男性教職員の育児休業取得を促進するための施策を講じること。

19. 育児短時間勤務や部分休業について、取得対象年齢を引き上げること。

20. 育児職免については、有給扱いとすること。

21. 更年期障害などに対応できる休暇制度を創設すること。

22. 不妊治療については、その状況に応じて必要な日数の取得が可能となるよう改善を図ること。

23. 教職員の早出遅出勤務について、取得対象児童の年齢を引き上げること。

24. 非常災害時において、退勤途上における身体の危険を回避するための特別休暇を設けること。

25. 泊行事に付き添う教職員に日当を支給すること。また、宿泊に係る費用については全額校費負担とすること。

26. 学校事務職員、養護教諭、栄養教諭に対しても、本務採用者による欠員補充制度を創設すること。

### <施設・設備について>

27. 災害時の避難所として、また、児童生徒、教職員の安全確保のために、老朽化した校舎の新、改築や耐震性の不十分な校舎の補強を早急に行うこと。

28. 学校のすべての教室にエアコンを設置すること。また、修理部品の無い老朽化したエアコンについては、速やかに交換を行うこと。

29. 障がいのある子どもが安心して学校生活が送れるよう、学校内すべての場所のバリアフリー化を行うこと。

30. 男女別休養・更衣室を早急に全ての職場に設置すること。とりわけ、幼稚園においては、更衣室の設置及び設備の充実を行うこと。  
また、休養・更衣室に空調設備（エアコン）・内線電話を設置するなど、整備基準を改善するとともに、老朽化した休養・更衣室の改修を早急に行うこと。

31. 幼稚園に無線LAN環境の設置を早急に行うこと。

以上